

インターネット端末利用営業者のみなさんへ

～重要なお知らせ～

旅券(日本国発行)による本人確認時の注意事項

令和2年(2020年)2月4日から、**新型旅券**の交付が始まりました。
新型旅券は、旧型旅券にあった「所持人記入欄」が削除されているので、下記書類の提示を受け、現住居の確認をして下さい。

新型旅券は、この書類で現住居を確認すること！

現住居の確認に利用できる書類

顧客の氏名・住居の記載があるもの。

(6ヶ月以内の領収日付の押印又は発行年月日があるものに限る。)

- ・ 現住居の記載のある他の本人確認書類
- ・ 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書
- ・ 社会保険料の領収証書
- ・ 公共料金(電気、ガス、水道等)の領収証書
- ・ その他官公庁から発行又は発給された書類等(通知カードを除く)
- ・ 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類等で本人確認書類に準ずるもの

旧型旅券

交付官庁 受理番号

所持人記入欄
INFORMATION ON BEARER

氏名 NAME

現住所 ADDRESS

電話 PHONE NO.

外国人に居住する場合の住所 OVERSEAS ADDRESS

所持人の現住所欄

電話 PHONE NO.

事故の場合の連絡先 IN CASE OF ACCIDENT NOTIFY

氏名 NAME

住所 ADDRESS

電話 PHONE NO.

本人との関係 RELATIONSHIP

新型旅券

交付官庁 受理番号

緊急連絡先 EMERGENCY CONTACT INFORMATION

氏名 NAME

本人との関係 RELATIONSHIP

住所 ADDRESS

電話 PHONE NO.

緊急連絡先の住所であり、所持人の現住所ではないので、上記「現住居の確認に利用できる書類」で現住居を確認して下さい。